

5 愛知県災害対策本部運用訓練

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、災害対策基本法及び愛知県地域防災計画に基づき、県内市町村及び各防災関係機関の参加協力の下、下記のとおり、愛知県災害対策本部の運用訓練を実施し、防災体制の確立と防災意識の向上を図ります。

記

(1) 日 時

2025年9月1日（月）午前9時30分から午前11時55分まで

・ 災害情報センター運用訓練 午前9時30分から午前11時55分まで

・ 本部会議訓練 午前11時30分から午前11時55分まで

※上記訓練終了後に、災害情報センター室において、シェイクアウト訓練及び知事による「県民への呼び掛け」を行います。

(2) 場 所

愛知県自治センター6階 災害対策本部室及び災害情報センター室
(名古屋市中区三の丸二丁目3番2号)

(3) 主 催

愛知県

(4) 参加機関（予定）

愛知県（知事参加予定）、愛知県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部、名古屋市消防局、中部地方整備局、国立研究開発法人防災科学技術研究所、東海総合通信局、通信事業者、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、中部運輸局、愛知県トラック協会、東海倉庫協会、物資・物流関係事業者、日本赤十字社愛知県支部 等

(5) 訓練想定

南海トラフ地震の発生を想定

県内震度：最大震度7

(6) 訓練内容

ア 災害情報センター運用訓練（8月31日（日）午前9時30分発災を想定）

地震発生から24時間後を想定し、災害情報センター要員によるロールプレイング方式の災害対策図上訓練、情報収集、対策立案に係る運用手順、応援要請、受援体制等の確認を行うほか、災害情報センター内に、救出救助などのプロジェクトチームを設置し、防災関係機関から参集した連絡員と連携した救出救助及び要救助者の医療機関への搬送に至る一連の訓練を実施します。

<重点確認事項>

令和6年能登半島地震における課題等を踏まえた以下の事項を重点的に確認する。

・ 交通・通信等が途絶した孤立地域の状況把握や救出救助にかかる関係機関との

調整方法

- ・国のプッシュ型支援物資を市町村の避難所まで確実に届けるための一連の手順
- イ 本部会議訓練（8月31日（日）午前9時30分発災を想定）

地震発生から26時間後を想定し、各局等の執るべき応急対策措置に対する確認を行うとともに、防災関係機関と連携し、災害応急対策の実施に関する方針等を決定する会議訓練を実施します。

（7）取材に際してのお願い

ア 取材時間について

（ア）災害情報センター室の取材

午前10時30分から午前11時30分まで（災害情報センター運用訓練）

午前11時55分から午後0時5分まで（シェイクアウト訓練及び知事による県民への呼び掛け）

（イ）災害対策本部室の取材

午前11時30分から午前11時55分まで

イ 取材場所について

指定された位置でお願いします。

- ウ 訓練会場内の取材については、報道機関であることが分かるように自社の腕章等を必ず着用するとともに、係員の指示に従ってください。

（8）訓練の中止

中止する場合の判断目安は次のとおりとします。

- ア 県内の一部又は全域に大雨、洪水、暴風、高潮における警報又は大雨、暴風、高潮、波浪における特別警報、「伊勢・三河湾」又は「愛知県外海」における特別警報（大津波警報）のいずれかが発表され、かつ、県内の一部又は全域に相当規模の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合
- イ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合
- ウ 県内で震度5弱以上の地震が発生し、かつ、県内の一部又は全域に相当規模の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合
- エ 弾道ミサイルとみられる飛翔体の発射情報がJアラートにより愛知県に伝達され、かつ、県内の一部又は全域に相当規模の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合
- オ 大規模事故等の発生、気象状況により、訓練の一部又は全部の訓練内容を変更又は中止することがあります。